

後期高齢者

医療制度について

後期高齢者医療制度は、国内に住む75歳以上の後期高齢者および、前期高齢者(65歳から74歳まで)で障がいのある人を対象とした、独立した医療保険制度です。今回は、被保険者証の更新や保険料の算定方法、保険料の減額・軽減などについてお知らせします。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証の有効期限は、7月31日までです。8月1日から使用できる被保険者証(水色)は、7月下旬に郵送します。

ただし、保険料の滞納がある人は、通常の有効期限(1年間)より短い被保険者証を国保年金課の窓口でお渡しすることがあります。

8月1日以降に医療機関で受診するときは、新しい被保険者証を窓口で提示してください。有効期間は、8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

8月からの自己負担割合の判定を行います

後期高齢者医療の加入者が、

医療機関で受診するときの医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、原則1割ですが、同世帯の被保険者のいずれかの市民税課税所得(注1)が14.5万円以上である場合は、3割となります。ただし、市民税課税所得が14.5万円以上でも、次に該当すれば、申請により1割負担に変更できます。

※注1 市民税課税所得とは、所得額から市民税の各種所得控除を差し引いた後の所得額をいいます。

① 同じ世帯の被保険者が2人以上で、被保険者全員の

減額認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、国保年金課で申請をしてください。

申請に必要なもの

後期高齢者医療制度の保険料について

被保険者(加入者)には、平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月下旬にお届けします。

保険料は、前年中の所得金額と世帯(注2)の状況を基に算定し、決定します。

※注2 「世帯」とは、4月1日

時点の世帯75歳になる人、県外からの転入者などはその時点が基準となります。

保険料の軽減について

① 被保険者均等割額の軽減

今年度も、保険料軽減措置(被保険者均等割の9割、8.5(7)割(注3)、5割、2割軽減)を継続します。

※注3 原則は「7割軽減」ですが、特例措置で「8.5割軽減」となります。

② 所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下(公的年金のみ)の場合は、

収入の合計額が52.0万円未満のとき。

② 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合で、次のAまたはBに該当するとき。

A 本人の収入が38.3万円未満

B 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が52.0万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証を8月に更新します

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の有効期限は、7月31日になっていきます。

減額認定証をすでに持つ人で、今年度の市民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

収入額で21.1万円以下)の人は、所得割額が5割軽減されます。

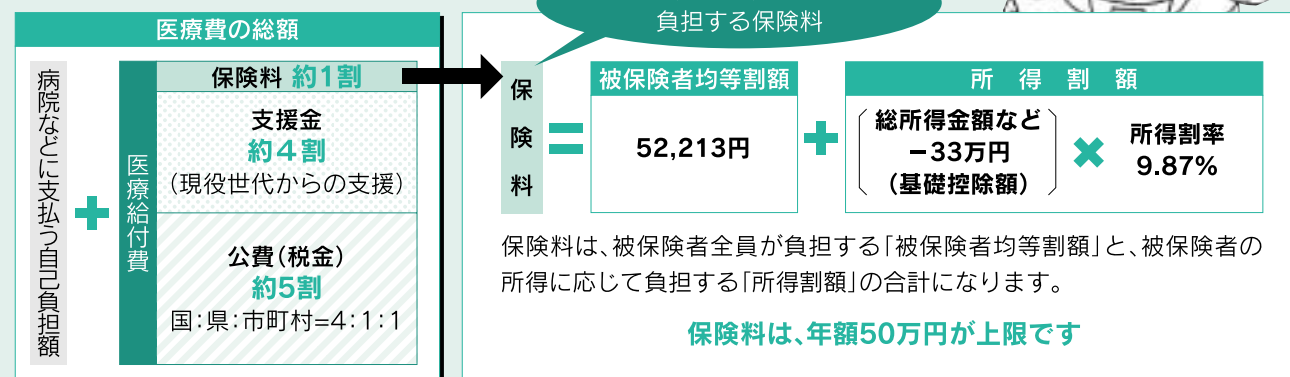
表1 保険料軽減額

被保険者均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)		同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(注4)の合計額
	平成21年度	平成22年度	
9割軽減	5,093円	5,221円	(33万円(基礎控除額)以下)で、かつ(被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない))
8.5(7)割軽減	7,640円	7,831円	(33万円(基礎控除額))以下
5割軽減	25,467円	26,106円	(33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者(世帯主を除く)の数)以下
2割軽減	40,748円	41,770円	(33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数)以下

※注4 軽減対象所得金額とは、基本的には総所得金額などと同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

図1 保険料の決まり方(計算方法)

- 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- 保険料は、加入者一人ひとりが負担します。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直され、次回は、平成24年度に改定されます。
- 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」給与収入-給与所得控除「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。
- 例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合は、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。



※保険料率の改定などについての問い合わせは、福岡県後期高齢者広域連合 ☎(651)3111まで

③ 被用者保険(注5)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、被保険者均等割額が9割軽減されます。また、所得割額はかかりません。

※注5 被用者保険とは、全国健康保険協会健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合を指します。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

特別徴収(年金天引き)から口座振替への変更

特別徴収(年金天引き)は、申請をすることで口座振替に変更できます。

変更を希望する人は、8月2日(月)までに徴収方法の申請と口座振替への変更手続きを市役所国保年金課で行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払いに変更します。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替への変更が認められないことがあります。

年金天引きとなる人

年金受給額が年額18万円

以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人。

社会保険料控除

後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されるので、世帯全体の所得税および住民税の負担額が変わることがあります。

保険料の減免制度

災害や失業などにより保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

糸島市国保年金課 ☎(332)2071
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎(651)3111